

収入印紙

貼付欄

契約業第 号

業 務 委 託 契 約 書

業 務 の 名 称	令和7年度逗子市地域公共交通計画策定業務			
業 務 の 場 所	逗子市内			
委 託 の 期 間	着 手 期 日 令和7年 月 日			
	履 行 期 限 令和8年3月31日			
契 約 金 額	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円				
契 約 保 証 金	現金・有価証券 円 免除			

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

逗子市逗子5丁目2番16号

発注者 逗子市長 桐ヶ谷 覚 印

受注者

印

(案)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書等に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継せしめてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括下請負の禁止等)

第3条 受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、発注者に委託業務一部下請承認届により届け出なければならない。

3 発注者は、前項の規定による届出があった場合において、下請負人が不適格と認めたときは、受注者に対し変更を命じることができる。

(調査及び報告)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の仕様変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の履行を中止し、又は設計若しくは仕様の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して定める。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者は、受注者に対し損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者、受注者協議して定める。

(履行期間の延長)

第6条 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由の生じたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期限延長申請書を提出することができる。

2 発注者は、前項の規定による申請があったときは、その事実を審査し、これを承認するものとする。

(危険負担)

第7条 委託業務完了前に生じた損害又は業務履行上生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、受注者と協議してその負担額を定めることができる。

(違約金の徴収)

第8条 受注者が自らの責に基づく理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みのあるときは、発注者は、業務を継続せしめ、業務完了後受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。

(業務完了検査)

第9条 受注者は、委託業務が完了したときは、発注者に業務完了届を提出してその検査に合格しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、発注者の指示する

(案)

期間等における委託業務の履行状況を示す報告書を提出させることができる。この場合において、受注者は当該報告書において報告した業務の履行状況について発注者の検査を受けるものとする。

3 発注者は、検査の結果不合格のときは、期間を指定して補正を命じなければならない。

4 前項の場合において、受注者は、指定期間内にこれを補正して改めて検査を受けなければならない。

第10条 発注者は、前条第1項の業務完了届又は同条第2項の報告書の提出があったときは、これを受理した日から10日以内に受注者を立ち会わせて検査を行うものとする。ただし、これにより難いときは15日以内とする。

2 前条第4項の場合における検査の時期は、受注者から補正を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第11条 受注者は、第9条に規定する業務完了検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による支払請求があったときは、請求の日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難いときは、45日以内とする。

(発注者の任意による解除権)

第12条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは適用しない。

(発注者の催告による契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した場合における業務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前2号のほか、法令及び逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）又はこの契約に違反したとき。

2 受注者は、発注者が前項の規定により契約を解除した場合においては、違約金として請負代金の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

(1) 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(案)

- (2) この契約の履行の全部を完了することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行の全部を完了することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) この契約の入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
 - (8) 受注者が破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始（以下「破産手続開始」という。）の決定を受け、又は所在不明となったとき。
 - (9) 受注者が逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 2 号各号（第 4 号を除く。）に規定する暴力団員等と認められるとき又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (10) 第 17 条又は第 18 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合においては、前項第 8 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人。
 - (3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 215 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第 13 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。
（暴力団排除に係る契約の解除）
- 第 15 条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が個人である場合にあつては、その者が条例第 2 条第 3 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあつては、当該法人等が条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。）第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。
 - (3) 受注者が県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。

(案)

- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (5) 受注者が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が第1号から第4号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 4 前項の場合において、受注者が共同事業体であるときには、構成員は、連帯して発注者に違約金を支払わなければならない。
- （発注者の責に帰すべき事由による場合の契約の解除の制限）
- 第16条 第13条第1項各号又は第14条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は第13条又は第14条の規定によるこの契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による解除権）
- 第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した場合における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による催告があった場合で、発注者がこの契約を解除することを認めたときにおいて、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- （受注者の催告によらない解除権）
- 第18条 受注者は、第5条の規定により業務中止の日数が契約期間の2分の1を超過し、又は設計若しくは仕様の変更のため、契約金額の3分の2以上が減じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （暴力団等からの不当介入の排除）

(案)

第 20 条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合には、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第 6 条の規定により、発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第 6 条の規定により発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務上知り得た秘密事項を他人に洩らしてはならない。

(補則)

第 22 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。